

久高島振興・関係人口創出拠点運営支援委託業務仕様書

1. 目的

現在改修工事を進めている久高島振興・関係人口創出拠点（離島体験宿泊交流施設、特産品展示即売施設、久高船待合施設、安座真船待合施設）のサービス向上と新たな付加価値創出を図ることで滞在日数及び1人あたり消費額の増加を目指す。

2. 業務の名称

久高島振興・関係人口創出拠点施設運営支援委託業務

3. 業務の期間

契約締結日の翌営業日から令和8年3月16日まで

4. 業務の金額

10,934,000円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は公募型プロポーザル方式の企画提案のために掲示するものであり、契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 久高島振興・関係人口創出拠点機能強化ソフト支援

当該施設の機能強化（改修工事）に対して、サービス内容や運営体制の視点から観光交流サービスの新たな付加価値を創出する。また、特定非営利活動法人久高島振興会（以下、「振興会」という。）や島内観光関連事業者、地域おこし協力隊等が主体となって、島の暮らしに寄り添った「暮らすように旅をする」久高島観光の普及・促進を図るとともに、施設整備とサービス・人材が連携できる仕組みを構築すること。

(2) サービス顧客管理構築支援

久高島観光交流人口のリピーター層（主に離島体験宿泊交流施設利用者等）を中心とした顧客情報の取得、データ化、管理方法を提案するとともに管理システムを構築し、これらの情報を活かして新たな付加価値サービスの展開を支援する。あわせて構築した管理システムを運用する人材を育成する。

尚、構築したシステムについて将来的には久高島特産品販路拡大事業で実施しているCRM（顧客関係管理）の仕組みと統合することとし、育成する人材は振興会スタッフ及び地域おこし協力隊とする。

また、顧客情報は個人情報保護の観点から公募型プロポーザル方式においては提供せず業務委託契約後に提供するものとする。

(3) 実施報告書の作成

事前に提案企画に対するK P Iを設定し、その達成状況や課題等について客観的に分析して報告書にまとめること。また、次年度の取り組みに向けた提言を行うこと。

(4) 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは原則月1回とする。但し、協議の上必要に応じて随時実施する。

6. 成果品

- ①業務報告書（精算報告書含む）・・・・・・・・・・・・・・・・A4版フラットファイル3冊
- ②実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・A4版フラットファイル20冊
- ③①②のデータ・・・・・・・・・・・・・・・・データ納品（CD-R1枚）
- ④その他、本業務により制作されたもので市が求めるもの

7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和8年3月16日（月）までに提出する。

8. 協議について

本仕様書に記述のない事項については市と受託事業者の協議によって定めるものとする。また、企画提案においては本仕様書の記述内容を満たしたうえで独自の新たな提案を盛り込んでもよい。但し、業務金額や業務期間については本仕様書のとおりであり変更となることはない。

9. データの取り扱い

本業務において得られたデータ（構造化データ、非構造化データ、パーソナルデータ、非パーソナルデータ等）については、基本的に市が保持するものとし、市は受託者に利用権限の一部を与えることとする。（相互利用許諾）

尚、市が許諾する受託者のデータ利用は原則としてシステムや機器の保守管理業務に係る市への報告及び市にとって有利な情報提供に資する場合のみとし、受託者は市の求めに応じて必要なデータの提供を行うものとする。

その他、データの取り扱いに関する詳細事項や相互利用許諾の範囲については別途本業務の契約時に協議のうえ決定するものとする。